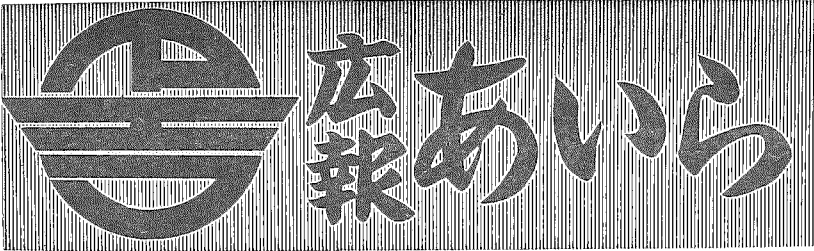


◎電話についてご協力を◎

- 盗難の場合は、現場をそのままに、警察に 110番
- 火災の発生は大至急 消防本部 119番
- (問い合わせは、ご連絡下さい)
- 役場への、連絡、問い合わせは 役場代表電話 3111番
- 水道の故障および問い合わせは 水道課 3115番



発行所 鹿児島県始良郡始良町役場 (印刷所) キング堂印刷所
 発行人 池田盛孝 編集人 大村一男

町の人口動態

(3月1日現在)

世帯数	6,455戸
人口	男 10,749人 女 12,276人 計 23,025人
2月の出生	25人
2月の死亡	29人
2月の転入	151人
2月の転出	157人

三役議員職員の給与引上げきまる

給与引上げきまる

2月14日第一回臨時議会が招集され、職員、三役、教育長、議員の給与切替など十一件が上程審議されました。

附議された事項は次のとおり
 ▼議会議員の報酬費用弁償及び手当等に関する条例の一部を改正する条例の件(可決)
 議長 月額 二五、〇〇〇円
 副議長 月額 二二、〇〇〇円
 議員 月額 一八、〇〇〇円
 現行 月額 一五、〇〇〇円

昭和42年8月にさかのぼり支給しようとするもの

▼特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件(可決)
 町長 月額 一〇五、七〇〇円
 現行 月額 八九、〇〇〇円
 助役 月額 八〇、七〇〇円
 現行 月額 六六、六〇〇円
 収入役 月額 七三、二〇〇円
 現行 月額 六〇、三〇〇円

いづれも42年8月にさかのぼり支給しようとするもの

▼始良町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件(可決)
 教育委員、農業委員、選挙、監査、健康保険委員など、委員の報酬及び費用弁償の改正、43年1月より適用するもの

▼教育長の給与等に関する条例の

一部を改正する条例の件(可決)
 教育長の給与は、これまで一般職としての給与でしたが、特別職としての給与に切りかえ、本俸一本となり収入役と同額となりました

教育長 月額 七三、二〇〇円
 現行 月額 五三、二〇〇円

▼始良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件(可決)
 すでにご承知のように国家公務員の給与改訂が行なわれました。これに準じて7%引上げようとするもので42年8月にさかのぼり支給しようとするもの

▼昭和42年度施行、中津野地区水路災害復旧事業分担金徴収条例制定の件(可決)
 災害復旧事業に要する経費の一部に充てるため、受益者より徴収する分担金の件です。

▼始良町役場設置条例の一部を改正する条例の件
 始良町役場の番地の変更です。いづれも西餅田六八六番を宮島町二五番地とかわりました。

▼昭和42年度始良町特別会計補正予算(国民健康保険)(可決)
 ▼昭和42年度始良町水道特別会計補正予算(可決)

いづれも給与改訂によるもの

▼昭和42年度始良町一般会計補正予算(可決)

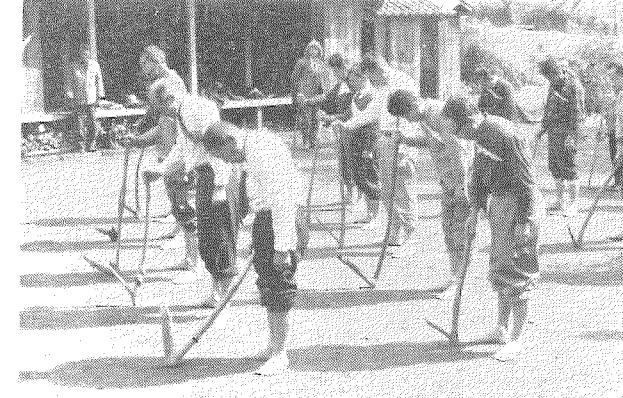
以上11件が審議可決されました。

以上11件が審議可決されました。



山田上名(黒瀬部落) 黒島神社 田作り神事にぎわう

去る2月24日山田上名にある郷社の春の例祭が小雪降るなかでにぎやかに行なわれました。山田小学校の生徒も特別参加して、神代時代の農耕を再現する田作りの神事、木で作った、くわでたがやし、種をまくなどいろいろな行事を行いました。とにかく、子供たちを喜ばせたのは、田の神舞いをただ一人受けついでいる小川秀光さんが、面白い舞いを披露され皆大よろこびでした。



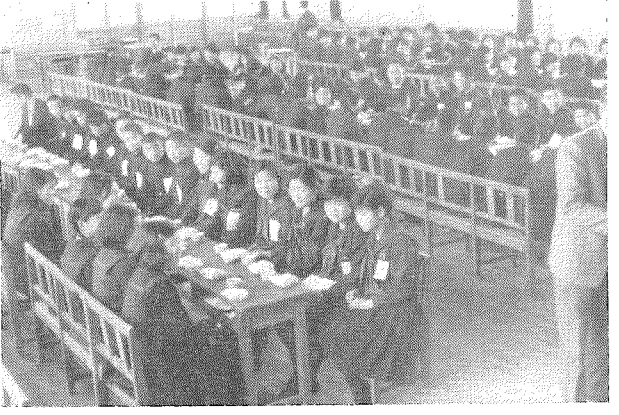
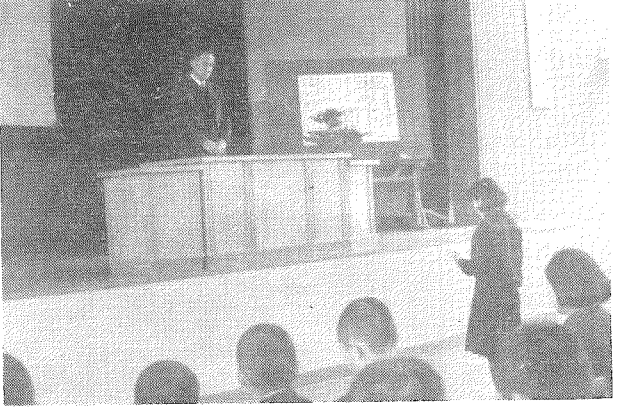
就職者の壮行会ひらかる

三月二日九時三十分より、帖佐中学校において、各中学校(北山、山田、帖佐、重富)の就職者一六名が集まり壮行会が行なわれました。

教育委員長の開会のあいさつ
 あと、町長さんより「皆さんは元気で明るく人に信頼される立派な社会人になってください」との激励の言葉があり、来賓祝辞に園分職業安定所長の祝辞、議長、中学校長代表、PTA代表、婦人會代表の饗けのことがあり、在校生を代表して重富中の中西昭郎

君の「体を大切に一生懸命がんばってください」とのことばが、就職者代表、帖佐中の立元泰子さんの「始良町民としてのほこりをもちます。一生懸命がんばります」とのお礼のことは、式を終りました。

そのあと「阪神方面」「九州地区」「県内」と三班に分かれ茶話会を開き、新し



雇用促進融資について

職業安定所よりお知らせ

事業主が、雇用する労働者の社宅や独身寮を建設する場合や、福祉施設、身体障害者の作業施設など建設する場合に、雇用促進事業団が次の要領で融資をいたします。

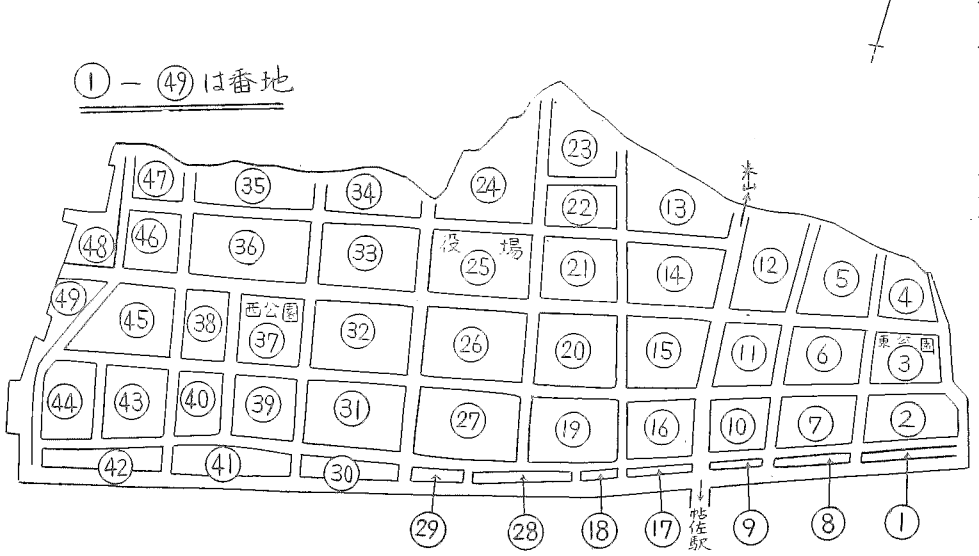
但し公共職業安定所の紹介で所定の人員を雇い入れたこと、又は雇入れること(この数はわずかでず)が条件とされています。

一、貸付対象施設

イ、労働者住宅
 1. 世帯者用の共同住宅(一棟が二階建四戸以上のいわゆる公団アパートのような世帯者住宅)
 ロ、その他の住宅(一戸建又は二戸建の世帯者住宅)
 ハ、単身者用共同宿舎(寄宿舎、独身寮等)

ニ、福祉施設
 1. 食堂、炊事場、浴場、体育施設、洗面所、更衣室、託児施設、図書室、集金室、談話室
 その他
 2. 身体障害者作業施設
 3. 職業訓練施設
 4. 職業訓練所
 二、資金の種類
 新設、増設、土地取得資金

始良町宮島町地番区



役場周辺の菅原土地区画整理地区が宮島町(みやまち)に改名されました。
 ◎ 役場は宮島町二五番地です。

さあねよう アツそのまゑに火の点検

春の全国いっせい火災予防運動が行なわれます。

期間 三月七日から三月十三日

実施する事項は

① 寝る前の火の元点検
 ② プロパン器具の正しい使い方
 ③ たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

④ 宿泊、集会施設の避難経路の案内の徹底

春は例年、異常乾燥など気象条件から火災が発生しやすく、しかも大火になる場合が多く、原因別にみると、子供の火遊びをトンプン、たばこ、プロパン、かまどなどが上位になっています。

このため、寝る前の火の元点検やプロパン、たばこの吸いごらななど出火の原因になりやすいものを特に注意し、日常生活の防火管理を徹底しましょう。

まで七日間

三、貸付金額
 中小企業は九〇パーセント
 大企業は 七〇パーセント

四、利率
 中小企業は年利六分五厘
 大企業は年利七分

五、償還期限
 耐火構造 三十年以内
 簡易耐火構造 二十年以内
 その他 十八年以内

六、償還方法
 元金均等の三か月まとめ割賦償還

以上のほか詳細については、県職業安定所、公共職業安定所、銀行などにお問合わせください。

